

県立倉吉未来中心の指定管理者制度の見直しを！現行の公募によらず候補者を選定する条例を削除し、公募とすること！



平成15年の地方自治法の改正により、公共施設の総合的な**運営管理者を公募等の適切な選定作業により指定**すると言う「**指定管理者制度**」が施行されています。この指定管理者には**広く民間企業も含めたNPO団体が選ばれる事も可能**としております。しかし、鳥取県に於いては、鳥取県条例第5号「鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例」の第4条(平17条例73・追加)指定管理者の選定の特例を追加し、第一期の指定管理者を、**公募によらず候補者を選定**しています。

本来、指定管理者は、**適切で厳しい選定作業を経て**行うのが常道であり、**最初から県の外郭団体を指定することに違和感**があります。また、県民の、倉吉市民の、文化活動者の理解は得られないのではないのでしょうか。

指定管理者は従来の委託(受託)とは異なり、倉吉未来中心の運営にかかる一定の行政処分権を有しており、それだけに極めて大きな責任も同時に負っています。まさに指定管理者は、その施設における設置者(鳥取県)の職務代行としての責任ある役割を果たさねばならないのです。そんな意味からも、**他施設と同様に公募**とし、広く優良団体を募り、倉吉未来中心第二期の指定管理者**選定を公募にし、厳正**に行われることを望みます。

理由⇒①指定管理者制度は、**官から民へ**の重大令でスタートし、**民間の参入機会の拡大を図る**という趣旨を踏まえ、

原則として**公募するのが当然**だと思います。

②倉吉未来中心は、**運営費を県と中部地区市町が折半**して負担する**特殊な事情**を考慮し、公募による**地元団体の応募を可能**にすべきです。

③県内他市町村には、独自の文化拠点(ホール等)が存在しますが、倉吉市には存在せず、**倉吉市の文化拠点**としての機能を持たせるためには、公募により**地元文化活動団体の意向を踏まえた応募を担保**する必要があります。

④**公募**する事で、より**優れた事業提案**がなされ、社会正義を伴う**コスト削減**と顧客満足度の高い**公共サービス**が得られます。